

しまね環境アドバイザー制度運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は県内の学校、子供会、自治会、婦人会、企業等が自主的に行う環境問題に関する学習会等の講師として、しまね環境アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を派遣するために必要な事項を定めるものとする。

(委嘱及び任期)

第2条 知事は、環境問題についての有識者及び環境保全活動の実践者等、本事業の実施に関し適当と認められる者をアドバイザーに委嘱し、委嘱状（様式第1号）及びしまね環境アドバイザー身分証明書（様式第2号）を交付する。

2 前項のアドバイザーの任期は2年とし、再任を妨げない。但し、本人の申し出等特別の事由がある場合はこの限りではない。

(経費)

第3条 県は、予算の範囲内において、アドバイザー派遣に対する謝金及び旅費を負担する。謝金の支給及び費用の弁償は別に定めるものとする。

(事務取扱)

第4条 アドバイザーの派遣に関する事務は、島根県環境生活部環境政策課で行う。

(その他)

第5条 この要綱で定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和元年7月8日から施行し、令和元年度の運営から適用する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。